

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 14 号）

- 1 地域交流部文化・スポーツ交流局に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会推進課を置くこととした。（第 3 条関係）
- 2 消防防災課、スポーツ課、国民健康保険課、生活衛生課、農政企画課、生産者支援課、園芸課及び農山漁村課の分掌事務の一部を改めることとした。（第 6 条、第 9 条、第 11 条及び第 14 条関係）
- 3 スポーツ課の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室を廃止し、法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、スポーツ課に競技力向上推進室を、くらしの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、健康増進課にがん撲滅特別対策室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室を置くこととした。（第 19 条関係）
- 4 消防防災課に航空運用調整主幹を、医務課に地域医療支援主幹を置くことができることとした。（第 24 条関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。